

withポイント でんき d

(主契約料金表)

2022年6月1日実施

関西電力株式会社

本 則

1 適 用

このwithポイント でんき d 料金表（以下「この料金表」といいます。）は、次の地域に適用いたします。

滋賀県，京都府，大阪府，奈良県，和歌山県，兵庫県（一部を除きます），福井県の一部，岐阜県の一部，三重県の一部

2 契約種別

この料金表の契約種別は，withポイント でんき d といたします。

3 定 義

次の言葉は，この料金表においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) d アカウント

株式会社NTTドコモが，同社が別に指定する契約約款にもとづく回線契約を締結されている方および，対象回線契約を締結されていない方向けに発行するアカウントをいいます。

(2) d ポイントクラブ

株式会社NTTドコモが，d アカウント規約およびd ポイントクラブ会員規約に従って入会した方に対し，d ポイントの進呈等一定の特典を提供するプログラムをいいます。

(3) d ポイント

d ポイントクラブにおいて特典として付与されるポイントをいいます。

(4) はび e みる電

当社が運営する会員制サイトをいいます。

(5) はび e ポイント

当社が運営する当社所定の方法により当社所定のポイントの加算および

還元を行うサービスをいいます。

4 適用範囲

低圧で電気の供給を受け、電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、かつ、当社との協議が整った場合に適用いたします。

また、この料金表から他の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては、この料金表を適用いたしません。

- (1) 電灯または小型機器の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに電気供給条件（低圧）〔以下「供給条件」といいます。〕別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が原則として400ボルトアンペアをこえること。
- (2) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。
- (3) 1需要場所において他の動力の契約種別とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力（料金表の定めにより最大使用電力にもとづいて契約電力を定めるお客さまが、新たに電気の使用を開始される場合または需要場所における契約負荷設備を変更される場合等は、契約設備電力といたします。）との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において他の動力の契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(1)および(2)に該当し、かつ、(3)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがありま

す。

5 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当該一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

6 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

7 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は，負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

8 料 金

料金は，その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および供給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，供給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を下回る場合は，供給条件別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，供給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を上回る場合は，供給条件別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	341円 01銭
電力量料金	15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	20円 31銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25円 71銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	28円 70銭

9 dポイントの付与

(1) 当社は、次のイ、ロのとおりdポイントを付与します。

イ この料金表による需給契約が成立した日から、需給契約成立した日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。以下同じ。）については、当該年度の契約期間満了時にこの料金表による契約が存在するお客さまに対し、当該年度の3月の検針日の前日までを対象期間とし、対象期間の各1月の電気料金に応じて10（dポイントの計算方法）にもとづき算定されたdポイントを、当該年度の翌年度5月末日までに、株式会社NTTドコモからお客さまに、一括で付与します。

ロ 供給条件7（需給契約の成立および契約期間）(2)ロによってこの料金表による需給契約が同一条件で継続された年度については、当該年度の契約期間満了時にこの料金表による契約が存在するお客さまに対し、当該年度の前年度の3月の検針日から当該年度の3月の検針日の前日までを対象期間とし、対象期間の各1月の電気料金に応じて10（dポイントの計算方法）にもとづき算定されたdポイントを、当該年度の翌年度5月末日までに、株式会社NTTドコモからお客さまに、一括で付与します。

(2) 次のイまたはロの事由が生じた場合、原則として、需給契約の廃止日または解約日が属する前項で定める対象期間の電気料金に応じたdポイント

は付与されません。

イ 供給条件37（需給契約の消滅）にもとづくお客さまによる需給契約の
廃止

ロ 供給条件39（解約等）にもとづく当社による需給契約の解除

- (3) dポイントの付与を受けるには、(1)における各対象期間のdポイント付与時点において、dアカウントおよびdポイントクラブ会員資格を保有している必要があります。
- (4) お客さまは、電気の需給開始後に、はぴeみる電およびはぴeポイントに登録いただき、毎年当社が別途指定する日までに、当社が別途指定するウェブサイトを通じて、(1)にもとづき算定された各対象期間のdポイントの付与を希望するdアカウントのdポイントクラブ会員番号を登録する必要があります。お客さまがdポイントクラブ会員番号を当社が別途指定するウェブサイトを通じて登録されない場合、dポイントは消滅するものとし、付与されません。また、この場合、当社は責任を負いません。
- (5) (1)における各対象期間のdポイント付与時に(4)で登録したdアカウントのdポイントクラブ会員番号が失効している場合、dポイントクラブを退会している場合その他株式会社NTTドコモが定めるdアカウント規約およびdポイントクラブ会員規約にもとづくdポイントの付与のための条件を満たさなくなった場合は、dポイントは消滅するものとし、付与されません。また、この場合、当社は責任を負いません。
- (6) (4)または(5)の事由により、dポイントが付与されなくなった場合であっても、withポイントでんきdの契約は継続されます。
- (7) お客さまに付与されたdポイントは、株式会社NTTドコモが提供するdポイントクラブのウェブサイトにて確認することができます。
- (8) dアカウントに関する事項および、dポイントクラブ会員として利用可能なサービスその他dポイントに関する事項は、本料金表に別段の定めがある場合を除き、dアカウント規約およびdポイントクラブ会員規約によ

るものとしてします。

- (9) 株式会社NTTドコモがdアカウント規約およびdポイントクラブ会員規約を変更した場合、株式会社NTTドコモにおけるポイント付与に関するシステム障害その他当社の責めによらない理由により、お客さまに不利益が生じても、当社はその責めを負いません。

10 dポイントの計算方法

- (1) お客さまに付与されるdポイントは、各1月の電気料金に応じて、3.5%の乗率で計算いたします。なお計算結果については、1円を1ポイントと読み替えることといたします。
- (2) お客さまに付与されるdポイントの計算に用いる電気料金は、再生可能エネルギー発電促進賦課金を除いたものとしてします。また、1ポイント未満の端数は切り捨てます。

11 帳票発行手数料

- (1) 当社は、次の場合には、原則として、各帳票の発行につき、(2)に定める帳票発行手数料を、お客さまに支払っていただきます。

なお、帳票発行手数料は、当社が各帳票を発行した料金算定期間の料金とあわせて支払っていただきます。

イ お客さまが、書面による請求書の発行を希望され、当社が認める場合

ロ お客さまが、供給条件22（料金その他の支払方法）(1)ハに該当し、料金を、当社が発行した振込用紙により支払われる場合

ハ お客さまが、供給条件22（料金その他の支払方法）(1)イまたはロによる料金の支払いが不能となったこと等当社の責めとならない理由により、供給条件22（料金その他の支払方法）(1)ハに該当し、料金を、当社が発行した振込用紙により支払われる場合

- (2) 帳票発行手数料は、次のとおりといたします。

イ (1)イの場合

1 料金の算定期間および1 契約につき	110 円 00 銭
---------------------	------------

ロ (1)ロまたはハの場合

1 料金の算定期間および1 契約につき	220 円 00 銭
---------------------	------------

12 そ の 他

- (1) 当社は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。
- (2) この料金表の契約種別を適用した後1年に満たないお客さまについては、原則として他の契約種別に変更することはできません。
- (3) 当社は、供給条件20（日割計算）に準じて日割計算を行い、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものといたします。
- (4) 供給条件7（需給契約の成立および契約期間）(2)ロによりこの料金表による契約が同一条件で継続される場合は、供給条件37（需給契約の消滅）(2)イにかかわらず、契約期間満了による需給契約の消滅は、料金の算定上、需給契約の消滅とみなしません。

附 則

実施期日

この料金表は、2022年6月1日から実施いたします。

別 表

料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式

- (1) 料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 105\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- (2) 供給条件19（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(1)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$$

- (3) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)および(2)の「検針期間の日数」および「暦日数」は、次によります。

イ 検針期間の日数

(イ) 電気の供給を開始した場合は、開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

(ロ) 需給契約が消滅した場合は、消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

ロ 暦日数

- (イ) 電気の供給を開始した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。
 - (ロ) 需給契約が消滅した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。
- (4) (1)に規定する日割計算後の第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

関西電力株式会社（小売電気事業者登録番号：A0272）
大阪市北区中之島3丁目6番16号
営業時間・電話番号は当社ホームページにてご確認ください。